

新編
時事

律第二十二

今度法律第二十二號を以て地價の特別修正を公布し來る明治二十三年より修正の地價に依り地租徵收の事となりたるに就ては昨日の雑報も記せし通り地價低減説の總額は大凡一億二千九百萬餘にして地租は之が爲めに三百六七十萬圓地方稅は百萬圓合計殆んど五百萬圓を減ずる割合ありと云ふ抑も地價低減説の起りは昨今の事よりあらずして今の全國の地價は地租改正よりて定められたるものあるが當時の事情より察するに改正の事たる未曾有の大事件として其始よりては當

局の人々と雖も聊か其成否を疑ひし程の次第にして且つ最初に着手したる部分には官民雙方ともに事に不慣の事情もあり旁々丈量の手續頗る寛大ありしが故に事の始まる隨ひ手續も整頓して以前の如くあらず爲め認同に改正よても其前後に由り大に幸不幸の場感なきにあらず又其地價を定めたるは何を以て標準とあしたるやと云ふに近傍の市邑宿驛等の米價を取り之を平焼して其地の地價を定めたるものなるが當時國中運輸の便は未だ今の如く開けずして隨て各地方ともに物價

の相違甚だしかりし其時代の平均米價にて定めたるものなれば今日より見れば全國の地價其平均を失して不公平少なからず百事草々人未だ安からざる時に當り改正を屢して却て事を騒々しくするは政略の計さゝる所にして不公平とは知りあがら看すべく過ごしたる事もあらんかあれども時勢の變遷するに隨ひ其不公平は益々く度を増し來りて到底忍ふ可きあらざれば政府に於ても今度修正の事に及びたるあらん誠に美舉にして全國の人民は茲に始めて年來の不平苦情を伸暢するを得て實に均霑の澤に浴する事ならんと我輩に於て余考に欣喜の情を表する者なり然るよ世間にては說を爲すものあきにあらずして曰く地租の減額は誠に喜々可しが雖も三百萬圓は政府の歳入中少あからざる金額なるに然るに目下政費多端を告ぐるの際、國庫は決して斯る減額を許さる可ければ政府みては一方に地租を減じたる其傍に一方には更に他の稅源を求め其不足を補充する計畫より近々新稅則の發布ある可しなどいふ者ゐ然ども取るに足らざる妄說なりと云はざるを得ず如何となれば著しも政府が一方に地租を減じながら又一方々新稅源を開くときは唯れを右に與へ左に直ちににして小兒を欺くの手段より過ぎず斯る兒戲の論調は政府の爲す可らざる所あればあり且つ我輩の聞く所に據れば政府は從來の財政の有様にても諸種の稅自守や意外に收入の多きものもあり又は政費節減の實行等にて今の地位に置し凡そ一割位は容易に減額するを得べしとの計算にて數年前より既に其請もありし由斯れば今度の減額も全く此邊の計畫に出でるものにして他に奇異もあらざる可きは我輩が衆人と共に偏に信を播く所あり左れば新稅源云々の說は全く無根なり

卷之三

て府縣の官吏は何を標準とするやと云ふに固より尋常
一様の人間なれば自以て之を見、心よりと認めた
る所に依りて之を定むるの外ある可らず然るに足るを
知らざるは世間普通の人情にして他人の新幸を得る
ものを見れば己れは從來満足の地位よりあがらも自
ら之を忘れて只管他と羨むの情あり能はず今度の改正
にて低減の恩澤に浴したる者共は今日に至りて漸く他
人々既に十年前に得たる地位に達し始めて年來の不平
を伸べたるまでにして特別の利益を受けたる次第には
あらざれども例の人情卑劣の常として前者より之を見
れば何か一種の僥倖として恰も隣家の盛事を嫉むの情
に堪へず然かのみならず其新に恩澤も浴するものゝ中
にも其中又立入りて見れば從來の仕來りと人々の感覚
により厚薄輕重一様の思を爲す能はずして其苦情は
一方ならざる可し今度の修正は恩澤均霑の精神にして
其盛意は農家一般の感佩する所なれども施行の實際に
は右の通りの次第にして苦情も少からざる事なれば
當局者は能く此邊に注意し吳々も折角の盛意を空うせ
しめざる様いたし度事あり

三

年開設すべき内國勵業博覽會へ漁速船に据付ある諸器械の模形を出品せんと昨年の秋頃より日々五六名の生徒交代にて製作中なりし處昨今八九分通り出来したる由右の模形は其精巧なるふと恐くは原品にも劣らざる程なりと云ふ

○横須賀港碇泊の船艦　目下横須賀港に碇泊せる船艦は龍驤、海鷹、凌間、愛宕、肇敏、八重山、高雄の七軍艦と外に露艦アドミラルナセモツフ號、郵船會社の神戸丸、相模丸等都合十艘なるが其内露艦以下三艘は昨今入渠修繕中なりと

○和歌山縣の水害概況（前記の續）

第二各郡村の水害

名草郡の水害　前記の如く和歌山市中の浸水は名草郡の各村を浸したる餘波を及せるものなるが故に水元なる同郡内各村の水害は更らに著るしきものあり殊に紀ノ川堤防破壊の衝に當りたる村落即ち和佐村宇布施屋（讀法堤防は長百間、八十間、九十間の三箇所あり）和佐村宇和佐中（同長六十間）西和佐村宇岩橋（同長五十間）四ヶ郷村宇有本（同長四十間）等の如きは最も甚しく流家、死傷人も少からず困難の際あれば郡役所警察署等の調査も精確ならずと雖も二十三日午後六時までの調査に據れば本郡中の溺死人は朝日村に七人、川邊村に

○静寛院宮十三回法會 来二日は徳川十四代將軍家
茂公の御靈所故静寛院宮(和宮)の十三回忌に相當する
を以て芝増上寺より法會を執行するより付き皇帝皇后
兩陛下には當日午前七時御代拜として侍從、女官等を
參向せさせ給ひ徳川家達公を始め一門の諸氏何れも參
拜するよし
○新稅は起さず 一昨廿六日法律第二十二號を以て設
布になりたる三府四十縣の地價低減は政府近來の一英
断にして其之を公布するに至る迄には熟考に熟考を加
へ之ならばと思ふ所にて實表せし者あらんなれば當局
の有司が其の間の苦心盡力は勅文に「既地租改正以來
ノ實歴ニ徵シ此法律ニ指定スル府縣ノ田畠ニ限リ地價
低減ノ必要ヲ認メ地價ノ特別修正ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公
布セシム」とあるを見ても推測するに難からず既に地
價一億二千九百萬圓を低減すれば其地價を標準として
割出したる地租金額の減すべきは云ふ迄もなく地方稅
も亦減じて二者低減の額合して大凡そ五百萬圓に達す
といふ然るより道路の風説よりれば我農民の負擔は商
工業者に比して偏重の嫌あれば此の弊を矯むる爲め國
稅中より新設稅なる一課目を加へて年々五百萬圓を
徴收せんとの豫算なれども新稅實施の初年度は調査上
不行届の廉もわりて豫算額は逆も徴收し得されば初年
は極々安積りにして其半額二百五十萬圓とするも官制
を改革して政費を節減し吏員を擴保せば今度低減した
る地租金額の不足を補充するを期へし此邊の事に就ては
は當局者中既に成算あれば國庫の歳入上に就ては
左邊奉聞り難く及ばざるなり外と云ふものある由な
ればも概より眞誠にして信するに足らず殊に憮なる頃
に就き尋ねれば今回地價輕減の爲め之が補充として新
稅を起立の體事との事なり

めまして損害少からず今二十三日夕刻までの調にて
同郡内にて潰決したる堤防は都合十三箇所、其長さ一
千零八十五間に達し流失倒家は九箇村二百二十六戸、
浸水の家屋は四百二十九戸、田畠の浸水面積は七百三
十餘町歩あり以上の統計は全郡のものにあらず漏れし
分少からざるを以て實際は更らに大なるものあるべし
伊都郡の水害 伊都郡は紀ノ川の上流に位し居れども
同川の増水は極度一丈二尺餘に達したり潰決の堤防三
箇所ありて濱家もあり浸水家屋も少からず雖も先づ
以て今回の水難は縣下の軽きものにして其損害も他郡
の如く大ならざるよし

有田郡の水害 同郡は有田川の出水を被りたるものあ
り去る十九日午後十時頃の同川水量は一丈六尺餘に達
して所々の堤防を潰決し田畠を没し家屋を流し人畜を
殺す等容易あらざる猛勢を極めたり本郡内も亦詳細の
調査を得るに暇あらずと雖も今二十三日までに達した
る報告又據れば同郡宮崎、保田、糸我、宮原の四箇村の
みにて堤防の潰決せるもの十九箇所、流失家屋百二十
戸、浸水家屋一千八百九十戸、田畠の浸水面積は九百
十五町八反餘、死亡人十四名ありとあり其全郡の損害
慘状容易あらざるを知るべし

日高郡の水害 本郡日高川の増水は地盤より一丈五尺
餘(他の報告に高さ十間とあれども信じ難しとあり)又
及び所々の堤防を破壊し山を崩し田面を没し家屋を流
す等數々に遭あらず今一二被害の例を舉れば日高川
上流ある藤井村の堤防破壊したる爲り天田村宇若江の
如きは人家六十餘戸の中僅か二戸を残して流失に遭し
死者五十餘名あり又日高郡後所浸水の高さ關合の標の
上備は三尺餘に達し帳櫛書類等皆土中より埋りたりと云
ひ又同管瀬村の如きも戸數三十餘の中二十餘戸を流失

て府縣の官吏は何を標準とするやと云ふに固より尋常
一様の人間なれば目以て之を見、心よりと認めた
る所に依りて之を定むるの外ある可らず然るに足るを
知らざるは世間普通の人事にして他人の新幸を得る
ものを見れば己れは從來満足の地位よりあがらも自ら之を忘れて只管他を羨むの情あり能はず今度の改正
にて低減の恩澤に浴したる者共は今日に至りて漸く他人々既に十年前に得たる地位に達し始めて年來の不平
を伸べたるまでにして特別の利益を受けたる次第には
あらざれども例の人情卑劣の常として前者より之を見
れば何か一種の僥倖として恰も隣家の盛事を嫉むの情
に堪へず然かのみならず其新に恩澤より浴するものゝ中
又も其中より立入りて見れば從來の仕來りと人々の感覺
により厚薄輕重一様の思を爲す能はずして其苦情は
一方ならざる可し今度の修正は恩澤均霑の精神にして
其盛意は農家一般の感佩する所なれども施行の實際に
は右の通りの大筋にして苦情も少からざる事なれば
當局者は能く此邊に注意し吳々も折角の盛意を空うせ
しめざる様いたし度事あり

年開設すべき内國勵業博覽會へ漁速船に据付かる諸器械の模形を出品せんと昨年の秋頃より日々五六名の生徒交代にて製作中なりし處昨八九分通り出来したる由右の模形は其精巧なるふと恐くは原品にも劣らざる程なりと云ふ

○横須賀港碇泊の船艦　目下横須賀港に碇泊せる船艦は龍驤、海鷹、凌間、愛宕、肇敏、八重山、高雄の七軍艦と外に露船アドミラルナセモツフ號、郵船會社の神戸丸、相模丸等都合十艘なるが其内露船以下三艘は昨今入渠修繕中なりと

○和歌山縣の水害概況（前號の續）

第二各郡村の水害

名草郡の水害　前記の如く和歌山市中の浸水は名草郡の各村を浸したる餘波を及せるものなるが故に水元なる同郡内各村の水害は更らに著るしきものあり殊に紀ノ川堤防破壊の衝に當りたる村落即ち和佐村宇布施屋（濱津堤防は長百間、八十間、九十間の三箇所あり）和佐村宇和佐中（同長六十間）西和佐村宇岩橋（同長五十間）四ヶ郷村宇有本（同長四十間）等の如きは最も甚しく流家、死傷人も少からず困難の際あれば郡役所警察署等の調査も精確ならずと雖も二十三日午後六時までの調査に據れば本郡中の溺死人は朝日村に七人、川邊村に一人、都合八名、負傷者一名、流失倒家三十一戸、流失橋梁十二箇所、浸水田畠千七百十餘町歩、浸水家屋三千七百五十餘戸、食料の救助を受けしもの十九日以來の延數みて三萬千五百餘人ありと云ふ